

鳥取県移住定住推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県移住定住推進交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、市町村が取り組む移住定住に係る事業（市町村以外の者が実施主体の場合を含む。）を支援することにより、県外から本県への移住定住を促進することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う市町村又は同表の第2欄に掲げる事業実施主体（市町村を除く。）に対して間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付対象事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）の額から、当該交付対象事業に伴う寄付金その他の収入（本交付金を除く。）の額を控除した額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（同表の第3欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、補助対象経費が委託費の場合については、県内事業者が実施したものに限る。ただし止むを得ない事業で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

4 市町村及びその他の団体で協議会等（複数の市町村で構成する場合を含む。）を構成し、交付対象事業を行う場合、市町村が負担する額に対して、前第1項及び第2項を適用する。

5 前第1項の規定にかかわらず、本交付金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本交付金は交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日を交付対象とする事業は4月10日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本交付金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条 （第4項を除く。）、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	市町村長が定める
	知事	市町村長
	様式第3号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業

	様式第4号による	市町村長が定める
	様式第5号による	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業等以外のすべての補助事業等に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 市町村が行う補助事業に係る別表第4欄に定める変更
- (2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 間接補助市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 間接補助市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る別表の第4欄に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 間接補助市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

(間接交付金の支払い)

第12条 間接補助市町村は、間接補助事業に係る本交付金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第14条 間接補助市町村は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 間接補助市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書きの期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 間接補助市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、鳥取県移住定住推進交付金実施要領によるものとし、これに定めのないものについては、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(鳥取県お試し住宅整備事業費補助金交付要綱、とっとり暮らし移住マッチングモデル推進事業費補助金交付要綱及び“週末はとっとり暮らし”お試し起業・創業体験モデル事業費補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取県お試し住宅整備事業費補助金交付要綱、とっとり暮らし移住マッチングモデル推進事業費補助金交付要綱及び“週末はとっとり暮らし”お試し起業・創業体験モデル事業費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。なお、平成25年度までに交付決定した事業の取り扱いについては、旧要綱によるものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第3条、第8条関係)

	1 交付対象事業の内容及び対象経費	2 事業実施主体	3 交付率	4 重要な変更
①専任相談員の設置	市町村が移住定住促進の専任相談員を設置する場合における設置・活動に要する経費 ※専任相談員以外の職員に係る人件費等は対象外とする。	市町村	市町村負担額の1/2 (上限額1市町村につき1,000千円。)	(1) 交付対象事業ごとの本交付金の増額又は2割以上の減額を伴う変更 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
②お試し住宅の新築	市町村、民間団体等(以下「市町村等」という。)がお試し住宅を整備する場合における新築住宅の購入又は住宅の新築に要する経費 ※建築確認を受けたものに限る。 ※次の経費は対象外とする。 ・土地(農地を含む)の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費 ・家具又は備品とみなされるものの購入に要する経費 ・外溝工事等、居住機能に直接関係のない工事に要する経費	市町村等	市町村負担額の1/2 (上限額1戸につき5,000千円。)	
③空き家活用によるお試し住宅等の整備	市町村等が次の用途として空き家を整備する場合における整備に要する経費 ・移住(交流)者滞在施設 ・お試し住宅 ・移住者向け居住施設 ※土地(農地を含む)の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費は除く。	市町村等	市町村負担額の1/2 (上限額1戸につき2,000千円。)	
④移住定住者等への住宅支援	市町村が県外からの移住者及び二地域居住者等(以下「移住者等」という。)に対する住宅の購入、建築、修繕、家財道具処分若しくは賃借の助成を行う場合における助成に要する経費 ※空き家所有者又は民間団体(以下「空き家所有者等」という。)が県外からの移住者及び二地域居住者に住宅を提供するために修繕又は家財道具処分を行う場合における空き家所有者等への助成を含む。 ※土地(農地を含む)の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費は除く。	移住者等、空き家所有者等	市町村負担額の1/2 (上限額1戸につき1,000千円。)	
⑤空き家改修費等の概算見積支援	地域の建築事業者等を活用した、空き家バンク登録物件(予定物件を含む。)に係る居住に最低限必要な改修費等の概算見積に要する経費	市町村等	市町村負担額の1/2 (上限額1戸につき10千円。)	
⑥空き家活用のための家財道具処分支援	移住者向けに提供を予定している空き家(空き家バンク登録物件に限る)について、次の取組を行う場合における処分又は助成に要する経費 ・市町村等が空き家の家財道具を処分する場合 ・市町村が空き家所有者又は移住者等に対して家財道具処分等に要する経費を助成する場合	市町村等、移住者等、空き家所有者	市町村負担額の1/2 (上限額1戸につき400千円。)	
⑦移住者受入地域組織・団体の立ち上げ支援	地域が必要とする人材を移住者として呼び込み活性化しようとする地域組織・団体が行う次のような取組への助成に要する経費 ・移住者を呼び込む取組を始める地域組織・団体における、安定的な活動資金を獲得するための取組(空き家の掘り起こし又は提供、農家レストラン、マルシェ、シェアハウス、農家民泊等) ・移住者を呼び込み活性化しようとする地域組織・団体が、必要とする仕事を持った人材、仕事を興せる人材を呼び込み地域を活性化するための取組	民間団体	市町村負担額の1/2 (上限額1組織・団体につき4,000千円(人件費については1人につき1,000千円))	
⑧民間団体との協働による移住定住の一元的な推進	市町村が民間団体と協働して、空き家等の地域資源の発掘、情報発信、移住希望者からの相談対応、移住者の受入、フォローアップ等の取組を一元的に行う場合における取組に要する経費	市町村等	市町村負担額の1/2 (上限額1件につき1,000千円。)	